

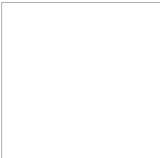
注文請書

令和7年10月1日

株式会社内貴建設 御中

下記の通り請負い致します。

住 所 兵庫県加西市北条町北条1121
会社名 株式会社CSI Lead
代表者名 代表取締役 大崎和哉



¥ 17,600 (単価契約)

工事NO.	工事名 加建土工第526号 市道若井 3 号線外道路修繕工事				工事区分	予算NO.
注文NO.	注文年月日 令和 7年 10月 1日	工 期 令和 7年 10月 1日～ 8 年 2 月 16 日			支払条件 請求締切：毎月20日締	☐ 手形 ☒ 現金 100% 支払い：翌月20日払
名 称		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導員		1.0	人	16,000	16,000	交通誘導員B 法定福利費を含みます。
小 計					16,000	
消 費 税		10.0	%		1,600	
合 計					17,600	

上記両者のうち注文者を甲とし請負者を乙として両者間の上記契約は下記の諸条件のもとに締結されたことを確認致します。

1. 乙は仕様書及図面に基き甲の監督に従って注文書に記載のとおり本工事を完成しなければならない。

2. 乙は作業場の安全に関し特に注意し、丁寧迅速に施工する事。

3. 甲の所有する機械及設備機材を乙が本工事に使用した場合善良な管理者の注意義務を怠り損害を与えたときは、乙がその賠償の責を負う。

4. 乙は本工事に使用せんとする材料については、あらかじめ甲の検査承認を受けるものとする。

5. 乙は本工事の施工について第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし甲の責に帰する事由による場合は甲が負う。

6. 乙の使用人が甲又は甲の従業員に対し、不都合な行為をしたときは、甲は乙に対しその者の甲の工事に対する使用を禁止する事が出来る。

7. 乙は本工事が完成したときは、遅滞なく甲に検査を請求し、その検査に合格したときは甲は上記支払条件によって支払、分割請求の場合は出来高に相当する代金の10分の9を限度として支払うことが出来る。継続工事については、月末締切で甲の出来高検査によって支払うものとする。

8. 甲は乙の責に帰する場合はいつでも契約を解除する事が出来る。

9. 前項によって生じた出来高は甲の認定するところによるものとし、乙はそれに対して一切異議を申し立てる事は出来ない。

10. 本契約条項に定めのないもので特に必要と認めたものについては、甲乙協議のうえ定める。

11. 乙において契約工事の全部及一部を履行せざる時もしくは履行困難に至ると認められる事実が発生した時は、出来高払にて甲より乙に支払われた部分の現場搬入物資は甲の所有とする。